

前回までのこの講習会での「診断書」の講義では、診断書一般の知識から視覚障害による身体障害者意見書、補装具交付意見書のための検査方法や書類の書き方について講義していたが、今回は2018年7月に「視覚障害による身体障害者福祉法の施行規則」の改正されたことにより、そのことについて大きく時間を割いて講義する。

新しい認定基準では、視力障害については、旧認定基準では、「両眼の視力の和」が基準になっていたが、日常生活は両眼開放で行っていることを考え、「良い方の眼の視力」で認定することとなった。視野障害については、旧認定基準では、ゴールドマン視野計による視野計測が主になっていたが、ゴールドマン視野計の製造中止ならびに日常診療における自動視野計の普及により、ゴールドマン視野計、自動視野計のどちらでも等級認定できるようになった。また、旧認定では求心性視野障害や輪状暗点の評価が明確でなく、求心性視野障害が偏心している場合には障害等級に該当しないことや、傍中心暗点に配慮されておらず、その上、輪状暗点の定義が明確でないために、病期が進行した症例の方が軽度の等級になるなどの問題点があった。今回の改正では、視能率、損失率という用語を廃止し、視野角度、視認点数を用いたことにより明確な基準により認定できるようになった。その一方、今回の改正の中で自動視野計を用いた両眼開放エスターマンテストが取り入れられているが、両眼開放エスターマンテストについては、眼科医や視能訓練士にあまり知れ渡っていない可能性が危惧されている。特に結果の中に書かれている視認検査点数を用いるべきところを、同じページに結果として示されるエスターマンキノウスコア（スコア）を用いることの無いように注意する必要がある。

今回の改正により、認定の仕方に慣れるまでに時間がかかることが予想され、本来ならば身体障害者手帳を取得できる程度の視覚障害者に対し、手帳申請を勧めることを眼科医がためらうことがないよう、眼科医のみならず視能訓練士は眼科医同様に今回の改正をよく理解しておく必要があり、そのための解説と、演習問題を行いたい。